

平成30年度事業計画書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

1. 当面の方針及び調査・企画管理に関する事業

1-1 当面の方針

- (1) 業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、コンプライアンスを確保しつつ、公益を目的とする業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として更なる発達を遂げ、我が国産業・経済の発展に資するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行う。
- (2) 当工業会は、平成23年に競争法に係る一部会員会社への調査が開始されるなど、競争法に係る諸事案の発生が続き、現在その経緯を辿っている最中、内外の諸般の状況から引き続き厳しい制約下にある。これを受け、一般社団法人日本ベアリング工業会は、平成24年度の創立総会以来、「当面の方針」に従って運営を進めてきたところである。平成30年度においても、基本的にはこれを踏襲しつつ、更なるステップアップを図っていくこととする。
- 具体的には以下の通り。
- (3) 当工業会の運営については、引き続き、当分の間を「暫定期間」と位置付ける。平成23年から既に7年目を迎えており、当工業会を取り巻く内外の諸環境が流動的でかつ多岐に亘りこの趨勢が継続してきていることから、この期間は中・長期的タームを念頭に置いた期間としている。また、この終期については、当該制約の大軒な減衰などの変化をもって、その終期と考えることとなるが、あるひとつの時点をもってこれを想定することは現実的でなく、終期そのものに幅をもたせフェイド・アウトの過程とみなす必要がある。今後こうした過程を積み重ね終期の完了を探っていくとともに、順次その次にある平常化を視野に入れていく。
- (4) 暫定期間においては、内外の諸環境を勘案しつつ、特に改革に注力する。改革においては、現実的対応として、可能なものから時宜をとらえ、漸次段階的に押し進めていくこととする（以下「段階的アプローチ」という）。これは、平成23年度以来の実態でもある。
- (5) 内外の環境変化が永続する中にあって、改革も暫定期間に限られたものではなく、将来に向かって永続していくべきものである。こうした改革を進めていく中で、「21世紀型のスマートな業界団体」への「変革」を果す。今般の事態を「変革」の契機と積極的にとらえ、こうした改革の先の到達点として、新たな理念・組織制度・運営管理のあり方などを整え新時代に総合的に適合した「新生・日本ベアリング工業会」を目指す。これら変革への対応については、引き続き専務理事をこの担当理事に指名する。

「変革」は、局所的対処療法であってはならず、「総合的」であることが肝要であ

る。また、「変革」は形だけで済むものでもない。工業会、会員等すべての関係者が自らの意識を改革し、意識面での「変革」という裏打ちを整えていくことが肝要で、このための機会を日々の活動に織り込んでいく。

- (6) 基本理念については、平成24年度以来、「コンプライアンス確保」及び「公益的事業への純化」の2本柱としている。

今般の事態にあるからこそ、コンプライアンス確保の努力に合わせ、公益的事業を持続的に推進する姿勢を内外に示していくことが特に重要である。

また、この基本理念に則した改革を、定款、組織など根幹も含め、今後とも聖域なく進めることとする。

- (7) コンプライアンス確保について引き続き努めていく。

平成23年7月以降、当工業会は、工業会・会員とが一体となってコンプライアンスの強化を図っていくためアンチトラストに係る顧問弁護士（リーガルカウンセル）への委託を行っている。今後ともこれを継続し、適切な指導を受ける。また、必要に応じ、偽造対策・労務等に係る弁護士等その他の外部専門家からの適宜適切な指導を受ける。

そのもとで、諸手続きを含め、組織制度・運営管理について、リーガルカウンセルと相談しながら、コンプライアンス確保の観点からの改革を進める。その中で、効率的かつ的確なコンプライアンス確保がなされた工業会の構築に努めていく。また、そのソフトウェアに当たるリーガル・マインドについても、工業会、会員等すべての関係者においてその向上に今後とも努めていく。とりわけ、事務局職員においては、そのリーガル・マインドの基礎の上に、工業会の顧問弁護士等の意見を咀嚼し自ら判断する力を養い、コンプライアンス確保に則した運営手法・ノウハウの熟度向上を図るよう一層努めていく。

他方、中小企業会員向けを中心に、会員のコンプライアンス確保の努力をサポートする情報提供、講演会等の実施にも努めていく。

- (8) コンプライアンス確保に努めていく中で、平常化に向けて事業の活性化に努める。

工業会の各種会合における事業推進のために必要な情報交換については、コンプライアンス確保が当然の前提とされているが、これを過剰に意識し、必要な情報交換を忌避してしまうことは、公益的事業の推進こそ当工業会の責務であることから本末転倒である。当工業会は顧問弁護士のチェックなどのコンプライアンス確保の仕組みを備え、かつその深化に努めてきている。こうしたコンプライアンス確保のもとで、当工業会は、必要な情報交換を活発に行うように運営し、同時にこれに則した意識改革も進展させるよう、努めていく。

- (9) 事業については、コンプライアンス確保の観点からも事業目的は明確かつ限定的であるべきで、これに則した「公益的事業への純化」の基本理念に沿って、既にこの純化を進めてきたところである。今後とも、国際共通ルール形成などを念頭に、内外の

諸環境に則したニーズを踏まえ事業の改廃・創設を行いつつ、その的確な事業推進に努める。

また、事業推進の基盤となる仕組み（組織制度・運営管理）についても引き続き改革を進める。これは上述の「コンプライアンスの観点からの改革」と表裏一体となるものである。

平成23年7月以降、輪番制を基軸とした会長ローテーション、部会制度等の従前の仕組みが立ちゆかなくなつたので、従前の部会制度を廃止し、これに替わり、既にデファクトとなつてゐた「事業別担当幹事制*」に移行した。事業推進にあたつては、個別事業ごとにリーダーシップをとる役割を各会員に担当して頂く必要がある。この役割について、「事業別担当幹事制」とは、従前の2年ごとの短期的・定期的・機械的な輪番制でなく「適材適所」によることを原則とするものである。これに限らず、この「適材適所」は今後の当工業会において広く適用される原則と位置付けられる。

「事業別担当幹事制」は部会制度に換わり事業推進の根幹となるものであり、この定着・発展に努めていく。

また、事業推進の基盤の一つである部会及び専門委員会の委員については登録制となっている。その変更登録手続きについては、随時の更新に加え、更なる的確な運用のため、定期的な更新手続き（毎年7月）を復活させる。

近年、国際化の進展等環境変化が著しく、I S O標準化をはじめ各種事業において対応の高度化が要請されてきている。こうした中で、長期的視点において内外の諸環境に則したニーズを踏まえて事業を実施していくためには、①常に広くアンテナをはり、そのニーズを先見しつつ、②実施基盤の重要なファクターである専門家を育成・確保していくことが大切である。将来に向けて、工業会事務局、会員ともども、改革の一環として、こうした点にも注力し適切な事業推進に努めていく。

*前年度事業計画までの「事業担当制」との表記をその趣旨に則して変更した。

(10) 改革については、当工業会の経緯とは独立した外発的要因を受けての変革も行われてきている。当工業会は、平成24年4月に一般社団法人に完全に移行し、準則主義に基づく法人法（※）に従つた自主的運営を行っていくこととなった。

もとより当工業会は「コンプライアンス確保」を理念のひとつの柱としているが、これと軌を一にして組織の内部統治をはじめとする法人法に規定されるコンプライアンス、透明性、due process の確保の基盤の上で、適正な運営管理に努めていく。

※「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

同時に、一般社団法人への移行により一層の自主的運営が確保されたことを踏まえ、各種改革を一層柔軟に推進していくこととする。

(11) 以上を踏まえ、平成30年度も、政治・経済情勢に不透明感がみられることにも鑑み、可能な節減に努めつつ、必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行う。

(12) 事務局における作業はもとより、各段階での意思形成・決定、事業実施など、全般にわたって電子的手法の活用を適切な範囲で一層推進し、工業会内部におけるコミュニケーションの効率化及び緊密化を図る。但し、これは「なんでもかんでも」電子的手法に置き換えるというＩＴ一辺倒の考えではない。工業会職員が個別に会員の方と会って相談する、相互に足を運ぶように心掛けるなど、人と人との触れ合いも大切にすることに意を置くこととする。こうしたことで、会員・事務局一体となって、業界団体としての公益的事業の推進に協業していく。

(13) 以上の当工業会の新しい道筋は、「業界団体」のあり方についての一つの道である。我が国においては多種多様な産業が存在し、従って、各々の「業界団体」のあり方も多様であることを付言する。

1－2 調査・企画管理に関する事業

(1) 諸事業の推進、及び政府等への協力・要望などに関連して、内外の関連情報を収集する。

とりわけ、政府、政府機関等公的主体が作成・公表する政策提言・ビジョン、調査レポート、統計等の収集に努め、その動向をフォローする。 統計等の一次データについては、その設計変更の動向にも留意し適宜適切な対応をする。また関連業界や諸経済団体との連絡・意見交換及び協力をを行う。

(2) ベアリングの生産、販売、貿易等に関して調査を実施し、当会における事業活動の基礎資料とともに、政府及び関連業界に対して、ひいては国民一般に対して、広く情報を提供する。

①ベアリングの生産、販売、輸出、在庫、資材及び労務の状況を調査する。

②ベアリングの主要部門別販売状況を調査する。

③ベアリングの海外における生産等の状況を調査する。

④国内及び海外におけるベアリングの生産等の実態を調査研究する。

⑤経済産業省の機械統計、内閣府の機械受注統計、財務省の輸出入貿易統計、アメリカ及びユーロ圏の輸入統計等の資料を収集し、ベアリングに関する基本統計を整備する。

(3) 政府及び日本経済団体連合会や日本機械工業連合会等の関係団体等に対して、施策の周知徹底・調査依頼への対応などの協力を行うとともに、施策などにして要望や実情の説明等を行う。

当工業会が加盟している日本機械工業連合会が策定する「機械産業の税制改正要望」については、同連合会の理事会・総合役員会等において作成された要望を総務連絡会委員に報告し、当業界として問題がないか否かについて確認を行う。また、同連合会から個別の重点要望について賛同団体となる要請等があった場合に直ちに賛同などの対応ができる体制をとる。賛同団体となった場合には、すみやかに理事・監事に

報告を行う。

(4) 事業推進など工業会の運営を促進するため、総務連絡会において、理事会や総会の内容を説明するなどにより、工業会活動の現状等について認識を共有し、委員会各社の管理部門から支援をしていただくとともに、既存の委員会で対応できない課題・問題が発生した場合に、第一義的相談窓口となっていただく。

(5) 平成30年度の当工業会に対する寄付等の要請への対応については、①「スポーツ振興資金財団財界募金」、②「警察協会 救援援護事業」、③「経済広報センター会費」の継続3件に関し、工業会予算に計上のうえ、工業会として寄付を行う。

上記以外に当工業会に対して寄付要請があった場合は、理事会、総会における検討など、当工業会の適正な手続きに従い、拠出する場合は、適切な年度における当工業会の予算に計上し対応する。

(6) 予算・資金管理、安全・セキュリティ管理を適切に行う。とりわけ当工業会事務所内の防災対策の整備、防災情報の収集・分析を含め、災害時の公益的事業継続の観点から引き続き所要の検討を行う。

また、総会、参与会、理事会、各委員会等の当工業会の会合において、会合開始冒頭に防災の観点から避難経路図の説明を行うなど、防災対応を進める。

2. ISO/TC4への積極的な貢献とベアリングに関する規格、基準の作成及び普及に関する事業

(1) ISO/TC4への積極的な貢献

ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISOの日本代表組織であるJISC^{*}のベアリング部門の役割を担うISO対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC4及びその下のSCの審議に積極的に参画する。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与していく。

*JISC (Japanese Industrial Standards Committee, 日本工業標準調査会) は経済産業省に設置されている組織（経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット）で、ISO 及び IEC に対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

TC4における組織再編検討の結果、平成23年10月に、新たなSC（分科委員会）としてSC12（玉軸受）が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。

幹事国を日本が担当することは、日本のISOへの長年の貢献に対する評価の結果といえ、TC4において日本がSCの幹事国を担当したことはそれまでになく、これはベアリングにおける標準化の歴史においても画期的なことである。同時に、我が国及び世界のベアリング産業の発展へ大きく貢献することにつながるものである。従つ

て、幹事国業務という有意義かつ新たな役割を実質的に担う工業会として、以下のとおり、的確に幹事国業務等を遂行し将来的にも安定的に継続できるよう、工業会内における体制整備等必要な準備を進めるとともに、T C 4における業務への積極的参画など、国際貢献に努めていく。

第一に、S C国際幹事及び議長の適切な活動を確保するため、工業会における将来の国際標準化推進室の設置を見据えて、過年における技術職員補充も踏まえて、中長期的視点をもって工業会全般に亘る適切な人員配置等の対応を行う。こうした対応をとることは、I S Oにおける日本への評価を一層高め、日本にとって意義のある活動を確保することとなる。

また、工業会が輩出しJ I S Cが任命した国際幹事及び幹事国が指名した議長が、既にその活動を着実に進め、幹事国の基盤作りを行ってきていたが、日本の事情から昨年度に議長の交代が必要となり、工業会では、平成29年7月に理事・監事の承認を経てJ I S Cへの推薦を行い、平成29年11月に新議長が就任した。新任議長が迅速に立ち上がり的確に対応できるよう、工業会として支援を行う。今後とも国際幹事及び議長をはじめとする関係者による戦略的な活動をも加味して適切なS C 1 2の運営を図っていく。

幹事国の具体的な活動としては、平成26年11月に設置した新たなWG（WG 1、セラミック球の強度試験）における新規規格開発の推進、鋼球及びセラミック球規格の将来の改正のための球の表面粗さに関する調査への対応、担当規格のメンテナンス及びI S O/C S（中央事務局）などの関係機関との調整等があり、これら活動を幹事国として適切にその責務を果たせるよう推進する。

第二には、T C 4における業務への積極的参画を行う。現在、T C 4では、平成30年5月にパリ、秋にロンドン会議が予定されている。これらの会議へ、国代表者、S C国際幹事及び国内審議委員会（工業会）事務局として、積極的に参加・貢献することとする。

第三には、平成31年5月にT C 4総会を日本で開催するための準備を進める。T C 4総会の日本開催は、平成21年7月の沖縄会議以来、約10年ぶりとなる。日本開催をT C 4の活動に貢献し日本のプレゼンスを向上させる機会と捉え、開催に向けての万全の準備を行う。

第四には、T C 4における個々の規格審議に関しては、GPSの概念に基づく公差の用語及び定義規格の改正、グリースノイズ試験規格の制定など、様々な標準化業務が併進している。上記の会議への参加等を通して、幹事国の一角を担う責任と立場を自覚し、I S Oが定める国際標準化業務指針の順守など適切な対応を行いながら、一層の貢献を示していく。

第五には、T C 4へ永続的・安定的に貢献していくため、適切に専門家等人員の確

保を行う。これを遂行するに当たっては、特に以下の観点に留意して行う。即ち、I S Oに関わる欧米の専門家は長い期間 I S O の業務に携わることが一般的であり、日本が規格審議の現場で彼らと対等に討議していくためには、適切な人材が継続して対応していく必要がある。従って、然るべき中期的期間その任務を担うことが望ましい。また、専門家の交代が行われる場合においても、十分な引き継ぎ期間を設けること、及び後任者を計画的に育成するなど、切れ目のない対応力の確保を図ることも重要である。

第六には、国内において、国際標準の普及の観点から説明会などの情報提供を積極的に行っていく。

第七には、I S Oにおいては、その国際的機関としての機能確保のために高度なIT化が必須との認識のもと、これを強力に推進してきている。I S Oに貢献を果たすべき当工業会としては、こうしたI S Oのマナーに着実に沿っていけるよう、幹事国業務、国内審議体制及び投票体制の電子化を更に推進する。

(2) J I Sの制定及び改正

ベアリングのJ I S規格について、工業標準化法に基づく手続きに対応した機関であるJ I S転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定及び改正の原案作成を行う。こうしたことにより、我が国の工業標準化に貢献していく。

J I S C等の更なる電子化に対応し、J I S審議体制及び原案作成の電子化を更に推進する。

これらにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与していく。

(3) B A Sの制定及び改正

W T O／T B T協定「適正実施基準」のルールに従い、計画と制定・改正案の公表を国内外に実施して広く意見を求めながら、B A S規格につき所要の制定・改正を行う。

(4) 関連団体との協力

国際標準化活動において、関連団体との相互協調を図るべく協力を継続して行っていく。こうした対応は、国際標準化における日本のベアリング産業のプレゼンス向上させることにも不可欠である。

例えば、I S O／T C 2 1 3（製品の寸法・形状の仕様及び評価）*との連携を行う。T C 4の個々の軸受規格へのGPS適用検討が欧州主導で進んでいる現状にあって、将来的にはGPSが国内外においてかつ業種の垣根を越えて広がることを視野において、慎重かつ戦略的な対応をしていくことが重要となっている。従って、今後もGPSに係る重要な情報を得る機会の確保などのために、T C 2 1 3の関係者とのパイプを保ち、また、工業会の国内委員会においてもリソースを確保し、国際会議等での規格審議において適切な対応を継続的に行っていく。

3. 海外市場施策及び国際交流に関する事業

(1) 通商対策

主要海外市場における動向を調査し、貿易・投資等に関する法規等の資料を収集しつつ、通商対策専門委員会等を通して、WTO を基軸とした世界の自由貿易体制の増進に係る日本政府への協力をはじめとする所要の海外市場施策を推進する。

①バード修正条項対抗措置

米国は、バード修正条項を平成 18 年に廃止したが、平成 19 年 10 月 1 日以前の通関については分配の対象とする経過措置を残した。これに対し日本政府は対抗措置を実施し毎年延長していたが、平成 25 年以降「対抗措置の権利を留保」している。未分配の原資がどれくらい残っているか不明なため、今後も分配状況に注視し、政府に対する協力等対応を行っていく。

②商務省新プログラム

平成 24 年の日米政府間覚書を踏まえ、同年に米国商務省がゼロイングを廃した新ルールを発表したが、他方ではダンピングマージン率の予測が不可能な新プログラム（DPA : Differential Pricing Analysis）を他国のレビューで適用し始めている。日本についてもこれによる新たな提訴が起こり得るため、引き続き日本政府に協力し、米国の動向を注視する。

③上記の対米通商問題に加え、ベアリングに係る通商問題全般に的確に対応していくこととする。特に、近年重要性を増している、日本政府が推進する EPA・FTA については、特恵関税に係る原産地規則、原産地証明という実務的課題につき、工業会としても政府に協力をていく。

④日本政府の輸出規制措置に関し、日本政府より要請があった場合には、適宜適切に安全保障輸出管理専門委員会を通じて協力していく。

(2) 不正商品対策

偽造業者の国際的なネットワークが進化し、偽造ビジネスのグローバル化、分業化が進行しており、偽造問題は中国だけにとどまらない世界レベルでの問題になってきている。また、偽造問題は、商標権侵害だけの問題ではなく、むしろその本質は社会的責任（CSR）に係る問題として取り組むことが求められているものである。特にベアリングの場合は、品質の定かでない偽造品の危険性は人命・安全に深く関わるものであることから、その国際的な責任は重い。

不正商品対策専門委員会は、WBA による対策活動への貢献、当工業会としての持続的な対策を実施し、また、これに連携して、JETRO、IIPPF 等、政府関連機関、知財保護関係に携わる組織・団体との更なる協力・連携・活用を図ることにより、偽造対策を推進する。

2018年度は、委員会メンバー共通の関心国を対象に共同調査を行う。また、9月の上海国際軸受展覧会については（2年毎の開催）、希望する全ての会員会社の商標と商号について、同一或いは類似のものを使用した販売行為、宣伝行為を調査会社に委託して監視する。

WBAによる偽造対策活動は、特に中国税関ロビーに関して著しい効果が認められる。また、各地の公安などの中国執行機関へのロビイングも、ベアリング偽造品問題に関する意識を高めることに資している。引き続きWBAによるロビー活動を同委員会の重要な活動の一つとして推進していく。また、WBAでは、アジア・太平洋地域への対策についても、引き続きシンガポールに焦点を当てることとなっており、これを推進する。

政府機関のJETROが中国で主催している中国IPG内に設置されているベアリングWGは、事務局体制の事情などを受けて、平成28年度をもって一旦休会となっている。現地情報に係るニーズは高いものの、毎回現地に集まるWG形式に対する支持は必ずしも高くなく、本年度も休会を継続しつつ、今後、本WGの再開の可能性もにらみ、WGの代替案を検討する。また、事務局は、引き続きIPG全体の動向をフォローする。

（注）Intellectual Property Group；模倣品や海賊版といった権利侵害など知的財産権に関する問題に対処するため、平成12年にJETROを事務局として発足した日系企業の団体。

（3）WBA（世界ベアリング協会）

WBAにおいては、平成21年よりアンチ・トラスト・コンプライアンスの体制を確保し、アンチトラスト弁護士（ベーカー&マッケンジー）によるリーガルチェックとモニタリングのもとで、首脳会合、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。諸般の事情の中、可能な範囲での対応を進め、WBA活動の継続と発展を図り、その成果を享受するとともに、国際的責任を果たすよう努める。当工業会においては、WBA専門委員会を中心に総会に向けて検討を行っていく。

①2011年以降制約下にあるJBIAは会長職就任の貢献を久しくしないままであったが、一昨年の9月シカゴ総会において、内山NSK社長がWBA会長に就任した（任期2年）。

昨年に引き続き、内山WBA会長・NSK社長と安形WBA副会長・JTEKT社長をJBIA代表（2名）として、JBIAは総会ホストを含め、WBA会長団体として適切な貢献を果たす。

②次回総会（JBIAホスト）

平成29年9月28日開催のWBA総会において次回総会及び付随する会合の日程が次のように決定された。

- ・JBIAホストにより、平成30年9月28日午前に東京（シェラトン都ホテル東京）で開催。

- ・それに合わせ、26日午後に事務局会合、27日及び28日午後に偽造対策委員会を開催。
- ・27日夜、J B I A主催のレセプション（立食）開催。全てのJ B I A会員にも参加を案内する。

③偽造対策

平成27年のシカゴ総会で偽造対策に集中すると決定した（後述のオーセンティケーションもこれから派生したもの）。

偽造対策委員会は、日米欧7企業、及び各団体事務局によって構成されており、議長はF E B M A（S K F のゼネラルカウンセル）が務め、プログラムごとに主導団体と事務局を決め、基本的にJ B I Aは全体の事務局を務めるというマルチ体制としている。首脳会合と連結しての委員会会合で成果評価と計画立案を行い、また節目節目で電話会議を開催し、進捗調整を図っていく。

a. 中国（J B I A主導）

- ・中央政府ロビー

W B A偽造対策委員会参加各社の代表と事務局が、4月頃を目途に中国税関総署知的財産権保護部を訪問する。会合のアレンジは当工業会が現地代理人を介して行う。

- ・中国地方政府機関へのロビーイング

地域として山東省と北京市を選択。税関は済南税関（昨年訪問時に真贋セミナーを依頼されたことを受けたもの）及び北京市税関を、執行機関は山東省、北京市の公安など（各社のレイド結果次第で決定）をW B A偽造対策委員会参加各社の代表と事務局が訪問する。会合のアレンジは当工業会が現地代理人を介して行い、4月に北京市を訪問、5月～6月に山東省（済南税関含む）訪問を予定している。

- ・ロビー地域のレイド

ロビーをより効果的にするため、上記の山東省、北京市でのレイドを、所定の期限内に実施することが7社それぞれの義務となっている。それぞれ地域のレイド期限は、訪問の約1か月前となる見込み。

b. E U（F E B M A主導）

S K F がW B A代表としてB A S C A P（Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy）の会員となり、重要な分野をモニターし、W B Aの関心事項があればB A S C A PのWGに参加するなどにより、情報収集等を行う。

c. アジア太平洋地域（シンガポール）

昨年に続きシンガポール警察やI P O Sへのロビー活動を継続。シンガポール企業を名乗るダミー会社の摘発を警察に依頼する。またB & Mを通じてメンバーから提出された偽の原産地証明が用いられた事例を収集し、ロビー活動への活用を探る。

d. キャンペーン活動（A B M A主導）

ホームページのリニューアル版（英語・ドイツ語のみ）が、2017年2月にアップされた。全世界のベアリングユーザーを広く啓発していくため、サイトの多言語化を進めていく。また、しばらく更新のなかった7社の輪番制によるホットニュースの掲載を再開する。サイトへの閲覧数を高める方策などを検討する。

e. 中国案件テスト事業

ア. 中国政府動向の情報収集

中国政府が偽造対策に関連する政策を発表した際、W B Aとしてその政策を活用できるかどうかなどを迅速に検証する。

イ. 中国E-commerce対策

A m a z o nやA l i b a b a等、E-commerceを利用して偽造品が取引されていることについて、W B Aとして効果的な対策を模索するため、各社の経験を収集する（B & Mのチェックを経てから情報共有）。

④オーセンティケーション（製品認証プログラム）

本件は、2015年のシカゴ総会において、ダニエルソンSKF社長が、I Tによるトレーサビリティを偽造対策のツールとして活用できないか検討するべきとの発言を受けたもの。昨年9月の総会において、W B Aメンバー7社全てが参加することになり、W B A共通の玄関アプリ開発※に向けて作業を進めていく。また、アプリを開設にあたり、顧客、販売業者等にアプリを使ってもらうようにするためのピアール等の準備をする。

※（解説）各社がそれぞれアプリを作成することは、それを利用する顧客等にとって不便なため、W B A共通の玄関アプリ（switch board）を作成し実用化するもの。顧客等がこの共通アプリでパッケージに印刷された二次元バーコードをスマートフォン等で読み取ると（スキャン）、簡便に各社の情報にアクセスでき、照会等ができる（コンテンツは各社それぞれ違う）。なお、データベースは各社が管理して情報共有はしない。

4. 生産及び経営の高度化に関する事業

（1）環境対策事業

地球環境問題に関し、当工業会として従来から行っている会員各社の各事業所における地球温暖化対策（C O 2 排出削減）及び循環型社会形成に向けた対策（産業廃棄物削減）について、フォローアップを含め推進する。

地球温暖化対策については、経団連の「低炭素社会実行計画」を軸とした形で推進を図る。同計画は、2013年度より2020年度までの期間を対象としている。当工業会は経団連のひとつ前の「環境自主行動計画」に引き続き、この「低炭素社会実行計画」に参加している。新たな目標を以下のとおり策定し、その目標に向け業界と

してCO₂排出削減を定着させ、軌道に乗せるよう努めていく。

また、同計画に参加されていない会員企業に対しても、企業独自のCO₂削減目標の設定を行ったり、工場における省エネルギー対策を実施するなど、可能な範囲で、また各々のやり方での取組み努力を呼びかけていく。

【目標】

2020年度におけるCO₂排出原単位を1997年度比23%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は3.05CO₂/万kWhに固定する。②2020年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

また、経団連の「低炭素社会実行計画」では、取り組むべき分野として、上記の「目標数値達成に向けた取組み」の柱を含め全部で4本の柱としており、そのうちの1つである「主体間連携の強化（低炭素製品による他部門での削減）」については、2016年度に機械製品に広く組み込まれるベアリングが、使用される段階でいかに省エネルギーに貢献しているかを示す事例を集めたレポートを取りまとめた。今後も状況に応じて、適宜、レポートのリバイズを行い、ベアリング産業の環境への貢献とベアリングの重要性について、業界の外部における理解の進展を図ることとする。

さらに、経済産業省及び経団連から「低炭素社会実行計画」参加団体に対して、2020年度以降の「低炭素社会実行計画」（即ち2030年度目標）の取りまとめを行うよう要請があり、以下の目標を策定した。2020年度以降も、この目標に向け引き続き取組みを実行していくこととする。

【2020年度以降の目標】

2030年度におけるCO₂排出原単位を1997年度比28%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は3.05CO₂/万kWhに固定する。②2030年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

また、循環型社会形成に向けた対策については、以下のとおり2020年度目標を策定し、目標達成に向け活動を行っている。廃棄物の再資源化率の向上及び最終処分量の削減が限界に近づいているものの、高い目標を設定しており、今後も更に努力を継続していくこととする。

【2020年度目標】

- ①2020年度の廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。
- ②2020年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比91%減にするよう努める。

さらに、環境問題に関するアンケート調査や環境対策事例集などの情報提供を行う。また、上述のWBAにおける環境問題への取組みについては、現在停止しているが、今後、WBAで環境に関する動きがあれば、その時点で環境対策専門委員会が中心と

なって作業などを進める。

(2) 中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として中小企業対策企画委員会が設置されている。同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営する。また、同委員会のもとに、広く中小企業の課題を研究する場として中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガルチェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。以上の組織整備を踏まえ、一層の中小企業対策事業を推進していく。

特に、中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、中小企業施策など（政府の中小企業ものづくり補助金、税制改正の内容、下請取引関係や労働関係の法律の改正内容、事業継続計画（Business Continuity Plan）の作成支援など）の情報について、Eメールなどにより速やかに情報提供を行うとともに、中小企業対策企画委員会主催の各種講演会等を行い、その周知徹底や活用促進を図るとともに、政府に対して要望や政府からの調査協力を行う。また、当工業会のあり方等について、中小企業対策企画委員会委員と工業会会长との懇談会を開催する。

さらに、当工業会職員が中小企業会員に個別訪問し、工業会の活動状況や今後の運営などについて説明を行うとともに、情報交換を行い、密接な関係を維持するよう努める。

以上の活動を通じて、特に次の点に傾注していく。

- ①中小企業会員が、各種の法律について理解を深め、中小企業会員のコンプライアンスの意識を高めることに努める。
- ②政府の中小企業ものづくり補助金や税制改正等について、政府の中小施策等に沿った形で会員の活用が一層図れるよう努める。会員の申請に際しては、関係機関からの指導等を適宜適切にかつ円滑に受けられるよう、工業会事務局が窓口となるなどの対応を行う。
- ③事業継続計画（BCP）については、大地震の分野におけるBCPの情報収集し、これを中小企業会員に提供するなど、啓蒙活動に努める。

(3) 労務・防災関係事業

労務関係では、雇用の安定、労働安全衛生の確保などに関して、政府の指導・監督を踏まえつつ、情報提供等を行い、労務対策の改善の一助とするとともに、労働法関連の法律の改正があった場合には、適切に情報提供する。

上記の観点から、JAM軸受部会（※）の要請に基づき「全国安全週間」のポスターの作成について、作成費用の一部を分担するなど協力をを行うとともに、全会員に同ポスターを配布し、労働安全に対する啓蒙を図る。

（※）機械・金属産業を中心とした産業別労働組合の業種別部会の軸受部門

また、労働組合のある会員会社に春闘の結果を調査し、適法の範囲において会員会社へ情報提供する。

防災関係では、大規模な災害が発生した場合において、会員への災害に関する情報の提供を行い、また、政府調査への協力及び政府への要望を行う。この政府調査への協力においては、災害における被害状況等を確認するため、各会員の「緊急連絡先」及び「工場、本支店・営業所等リスト」の確認・更新を行い、経済産業省と情報を共有する。

5. 広報に関する事業

- (1) 機関誌「ベアリング」を月刊で発行する。紙媒体の特性（i. 安定性・セキュリティ・信頼性、ii. 保存性）を踏まえた役割に鑑み、資料としての機能に重点を置いて、ホームページにはない形での情報提供を行っていく。とりわけ、会員にとって有用な情報を的確に提供するとの観点から、当工業会の中心事業として活発な取り組みを行っている技術標準化などの事業活動について掲載を行うとともに、統計などの一般情報についても掲載を行う。
- (2) ホームページにより、広く一般に対しふベアリング産業及び当工業会への理解と周知を図るため、一般的で基本的な情報を引き続き提供していく。